平成２６年（フ）第３８号
北海道北見市中央三輪３丁目530番地81、前住所北海道北見市中央三輪４丁目518番地36
債務者　幸村　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　悠佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
群馬県高崎市八幡町1160番地10
債務者　石井　博公
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月26日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４０９号
埼玉県富士見市関沢２丁目26番38号
債務者　新井　　昭
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月26日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１０号
群馬県太田市大原町105番地８　カーサ・ルシアＦ棟、前住所大阪市此花区高見２丁目５番26号
債務者　矢野　裕二
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　祥充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１９１号
大分市仲西町２丁目３番28号　サングレイス仲西305
債務者　藤村　初江
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松川れい奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３６９号
埼玉県狭山市入間川１丁目６番６号　104
債務者　原田麻實こと　黄　　淑蘭（ファン　スウ　ラン）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２３２号
函館市湯浜町５番８号
債務者　渡辺　和廣
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１００号
松江市古志原７丁目１番２号　コーポコシバラ201号
債務者　朝日山健二
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８号
新潟県佐渡市両津湊192番地４
債務者　宮川　　稔
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第１６７号
愛知県刈谷市末広町１丁目14番地15　フォーラム石川102号、前住所東京都足立区谷中２丁目５番３―403号
債務者　山田　千歳
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４２５号
大阪府東大阪市新庄４丁目14番10号
債務者　村山あかり
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５４６号
大阪府寝屋川市木田町11番28号、前住所大阪府寝屋川市萱島南町14番３号
債務者　窪田ひとみ
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６６３号
大阪府門真市上島町30番18―102号
債務者　新井可菜子こと　洪　　春美
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９６号
埼玉県所沢市東所沢和田３丁目１番地の６　サニーハイム和田401、前住所埼玉県所沢市東所沢２丁目７番地の４　シャリエ東所沢307
債務者　猪熊　定春
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１５９号
岡山県倉敷市中庄2210番地１　レオパレスリヴェール杉原110
債務者　津田　幸代（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
岡山県倉敷市連島町連島4410番地14
債務者　坂本　　操
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
岡山県浅口市寄島町3980番地４
債務者　山岡　宏章
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係